

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】平成20年4月10日(2008.4.10)

【公表番号】特表2007-526733(P2007-526733A)

【公表日】平成19年9月13日(2007.9.13)

【年通号数】公開・登録公報2007-035

【出願番号】特願2007-500719(P2007-500719)

【国際特許分類】

H 02 G 3/22 (2006.01)

H 01 B 17/58 (2006.01)

【F I】

H 02 G 3/22 C

H 01 B 17/58 C

【手続補正書】

【提出日】平成20年2月25日(2008.2.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ケーブルと周囲の材料との間の空間をシールするケーブル入口装置(100, 500, 600)用のカバー(200, 400)であって、

カバーの外周面の凹部(210, 410)によって形成されていて前記材料を互いの間に受入れるようになっている第一のシール部材(220, 420)および第二のシール部材(230, 430)を有し、

前記材料の穴の中にカバーを挿入するときに、第一のシール部材がカバーに押圧力を作用させるようになっており、

第一の壁部が前記第一のシール部材の結合点から延びて該第一のシール部材に対面し、前記第二のシール部材が半径方向へ前記第一の壁部を越えて延びていることを特徴とするカバー。

【請求項2】

第一および第二のシール部材(220, 230, 420, 430)がカバーに柔軟に結合されていることを特徴とする請求項1に記載されたカバー。

【請求項3】

第一のシール部材(220, 420)の自由端の円周が、第二のシール部材(230, 430)の自由端の円周よりも大きいことを特徴とする請求項1または請求項2に記載されたカバー。

【請求項4】

カバーが穴に挿入されるとき、第一および第二のシール部材(220, 230, 420, 430)の自由端が周囲材料の第一および第二の側面にそれぞれ当接することを特徴とする請求項1から請求項3までのいずれか一項に記載されたカバー。

【請求項5】

第一のシール部材(220, 420)がカバーの第一の端部から第二のシール部材(230, 430)へ向けて外方へ延在し、また第二のシール部材がカバーの第二の端部から第一のシール部材へ向けて外方へ延在することを特徴とする請求項1から請求項4までのいずれか一項に記載されたカバー。

【請求項 6】

材料の穴に挿入される間に第二のシール部材を一時的に受入れる手段(440, 441, 442)をカバーが含むことを特徴とする請求項1から請求項5までのいずれか一項に記載されたカバー。

【請求項 7】

第二のシール部材を一時的に受入れる手段が第二のシール部材(430)の厚さに等しい深さを有するカバーの凹部を含むことを特徴とする請求項6に記載されたカバー。

【請求項 8】

シール部材を一時的に受入れる手段が第一および第二の部分(441, 442)を有するカバーの不規則表面(440)を含み、第一の部分は装置の寸法決めが行われる穴の直径と同じ直径を有し、また、第二の部分の直径に第二のシール部材(430)の厚さの2倍を加えた値が前記穴の直径に等しいことを特徴とする請求項6または請求項7に記載されたカバー。

【請求項 9】

カバーが穴に挿入されるときに第二の部分(441)が穴を少なくとも部分的に通して延在することを特徴とする請求項8に記載されたカバー。

【請求項 10】

前記第一のシール部材の結合点と該第一のシール部材の自由端との間の距離が前記第一の壁部の軸線方向長さと実質的に同じである請求項1に記載されたカバー。

【請求項 11】

前記第一のシール部材の結合点が前記第二のシール部材の結合点よりも大きい半径方向位置にある請求項1に記載されたカバー。

【請求項 12】

第二の壁部が前記第二のシール部材の結合点から延びてて該第二のシール部材に対面し、該第二の壁部が前記第一の壁部よりも小さい径を有する請求項1に記載されたカバー。

【請求項 13】

前記第二のシール部材の結合点と該第二のシール部材の自由端との間の距離が前記第二の壁部の軸線方向長さと実質的に同じである請求項12に記載されたカバー。

【請求項 14】

請求項1から請求項13までのいずれか一項に記載されたカバーをケーブル入口装置として使用する使用法。

【請求項 15】

請求項1に記載されたカバーと、前記カバーによって実質的に包囲されたコアーとを有するケーブル入口装置。

【請求項 16】

前記コアーが、該コアーの基端部から半径方向外方へ延びるフランジを有する請求項15に記載されたケーブル入口装置。

【請求項 17】

前記フランジが、前記カバーの第一の壁部を越えて半径方向へ延びている請求項16に記載されたケーブル入口装置。

【請求項 18】

前記コアーが、該コアーの先端部から半径方向外方へ延びる爪を有する請求項15に記載されたケーブル入口装置。

【請求項 19】

前記爪が、前記材料の穴に挿入されたときに前記第一のシール部材によって与えられる押圧力に対する当接部になっている請求項18に記載されたケーブル入口装置。